(宛 先) 報告者の住所(法	京都市長人にあっては、主たる事務所の所在地)		報告	者の氏名()	法人に	2023年 あっては、名称及	10月	15日
						社 代表取締役社		
京都市南区上鳥羽伯	△現寺町Ⅰ		,			活番号: 075-691-		~ 1.
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送業					細分類番号	4 3	2 1
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第	51項第6号		□ ア ☑ イ又は □ エ	ウ			
計 画 期 間	令和	5 年 4 月 2	から令	和 8 年 3	3 月ま	で		
基本方針	令和2~4年度を基準に、令和5~7	年度の平均で	温室郊	カ果ガス排出	量を1	%以上削減する。		
計画を推進するた めの体制	日々の出軍点模において、運行官埋者 の推進を徹底する。また、順次低燃費	車両への入れ	替えを	:行う。 			鼻とエコト	・フイフ
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)			第2年	度 第3年度 (令和7年度)	増源	支 率
温室効果ガスの排	事業活動に伴う排出の量					トン 1, 376. 3 トン	-1.2	パーセント
出の実績及び削減 の目標	評価の対象となる排出の量	1,387.2	1, 371	. 3 トン 1,	371.3	トン 1,371.3 トン	-1.2	バーセント
V) [1/JK	目 標 の 根 拠		するこ。			る削減達成の可能性が見	込まれる。	
	事業の用に供する建 築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度 (令和4年度)			第2年 3和6年		増源	支 率
原単位当たりの温	事務所 事業活動に伴う排出の量 (車両走行キロ×1/10000)	1.00	(14-11-	0.99		99 0.99	-1.00	パーセント
室効果ガス排出量 等	事業活動に伴う排出の量							パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	旧車から新車への	移行と、	それにともな	う削減を	見込む。		
		基準年度 (令和4年度)			第2年		備	考
重点的に多	に施する取組の実施計画	(7 和 4 年度)	(TI AL	0 小		·及) (下和7年及) パー セント 12 パー セント		
	令和5年度	高圧電力の消費実	態を把持					
具体的な取組及び 措置の内容	令和6年度	EMSに基づき、	不要な月	照明の消灯等を	実施する	0		
	令和7年度	エコオフィス活動	、ノー系	残業デー設置の	実施			
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措 置 の 内 容	EMSの策定	Ē.					
せるために実施しようとする措置	上記の措置を採用する理由	社内就業規則	しとする	ることで、	強化し	ていきたい。		
	区 分	第1年度(令和5年)		第2年月(令和6年		第3年度 (令和7年度)	備	考
	森林の保全及び整備によるもの	1111111111	トン		0トン	0トン		
森林の保全及び整	地域産木材の利用によるもの		トン		5トン	5トン	再生	紙等
備、再生可能エネル ギーの利用その他の	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱 の供給によるもの		トン		トン	トン		
地球温暖化対策により削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等)		トン		トン	トン		
	合 計	5. 0	トン	5. 0	トン	5.0 トン		
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	特になし							
特記事項	特になし							

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

(宛 先)	京都市長		an da	****	()d. 1.)=	. h . —) 1 # # # T		年7月7日
報告者の住所(法)	人にあっては、主たる事務所の所在地)			者の氏名(交運株式会			は、名称及 長 条田	ひ代表者: 昌宏	治)
京都市南区西九条	森本町65番地		俗陽	父連怀八云			文 来田 : 075-691-		
					电	泊留り	. 075-091-	0104	
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業					糸	田分類番号	4 3	2 1
				□ ア		·			·
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第	1項第6号		 イヌは	はウ				
⇒1 ++ ==	Δ.Fn	5 年 4 月 2	\	五五	9 F +	~			
計画期間									
基本方針	令和2年度から令和4年度までの平均排	出量を基準に	分和7	年度の温室	三効果ガ	ス排出	量を0.5%以	以上削減す	~る。
計画を推進するた めの体制	社長を統括環境保全管理者とする環境	保全活動推進	部を記	役置し、環境	境保全に	こ向けた	上実施計画を	を推進する	0 0
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	211	1 年度 1 5 年度) (*	第2年 令和6年		第3年度 3和7年度)	増減	本
温室効果ガスの排	事業活動に伴う排出の量		2, 290		, 264. 7	トン 2,		0.6	パーセント
出の実績及び削減 の目標	評価の対象となる排出の量	2,230.1 トン	1, 292	2.2 hv 1,	, 266. 6	トン 1,	266.4 トン	-42.8	パーセント
- H W	目 標 の 根 拠	エコ車両を随時購	入・全	従業員への環境	竟教育・エコ	iト゚ライプの	実践		
	事業の用に供する建 築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度 (令和4年度)			第2年		第3年度	増減	~ 率
原出位 W 本 b の a	営業車事業活動に伴う排出の量	2.80	(市)	2.83		80	2.80	0. 36	パーセント
原単位当たりの温 室効果ガス排出量	(走行キロ÷10,000) 事業活動に伴う排出の量	2.00		2.00	۷.	00	2.00	0.30	
等	()								パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	効率的な走行の徹	底・エコ	ドライブの実践					
F F 44 17 5		基準年度 (令和4年度)		1 年度 1 5 年度) (*	第2年	~ ~	第3年度	備	考
単点的にき	実施 する 取組の 実施計画	0 パーセント	(13.4)	り パー セント	0	- 47 T	0 ペーセント		
	令和5年度	現状の体制を維持	しつつ	、全従業員への	のエコドラ	イブ意識	の向上をめざす		
具体的な取組及び 措置の内容	令和6年度	現状の体制を維持	しつつ	、全従業員への	カエコドラ	イブ意識	の向上をめざす		
	令和7年度	現状の体制を維持	しつつ	、全従業員への	カエコドラ	イブ意識	の向上をめざす		
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措置の内容	自動車通勤上 支給だった通 応じ、上限6 ⁻²	勤手	当を、電車	バス通				
せるために実施しようとする措置	上記の措置を採用する理由	第一計画期間	から	実施。引き	続き実	施する。	D		
	区 分	第1年度		第2年			3年度	備	考
	森林の保全及び整備によるもの	(令和5年	度) トン	(令和6年	年度) トン	(令和	17年度) トン	MIN	•
森林の保全及び整	地域産木材の利用によるもの		トン		トン		トン		
備、再生可能エネル ギーの利用その他の	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱 の供給によるもの		トン		トン		トン		
地球温暖化対策により削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン		トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等)		トン		トン		トン		
	合 計	0.0	トン	0.0	0 トン		0.0 トン		
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	全従業員がエコドライブを推進している。								
特記事項	R5~R7において、998.1トンずつ超過削減量	量を使用します。							

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

(宛 先)	京都市長 人にあっては、主たる事務所の所在地)		起生	老の氏名(注	ヒトレカ	2023年 っては、名称及		0月 ま者/		2日
				会社アースカ			0.143	K-H-1	1)	
京都市南区上鳥羽地	塔ノ森東 同町578			, , ,		番号: 075-661-	-1000			
主たる業種	運輸業					細分類番号	4	4	1	1
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第	1項第6号		□ ア □ イ又は ウ □ エ	7					
計画期間	令和	5 年 4 月か	ら令	和 8 年 3	月まで					
基 本 方 針	環境マネジメントシステムの推進によ	り、燃料効率	『対総	克上比』3%	6を目指	す。				
計画を推進するた めの体制	環境マネジメントシステムの推進体制	に順ずる。								
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量 事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	2,774.0 トン	(令和 2,674 2,674	15年度) (令 1.6 トン 2,6 1.6 トン 2,6	61. 2 F	第3年度 () (令和7年度) ン 2,647.8 トン ン 2,647.8 トン けし燃料の使用料を下	増 -3 -4	. 2	· 率	セント
原単位当たりの温	事業の用に供する建 築物の用途	基準年度 (令和4年度) 1.20		1 年度 第 5 年度)(令 1.17	5 2 年度 和 6 年度 1. 18		増-1.	· 減		さ
室効果ガス排出量等	事業活動に伴う排出の量 (原単位の指標及び目標の根拠	純売上/0=で、10	当たり	の純売上金額を出	出し、その数	文値をを上げる事で燃	料効率		バー	セント
重点的に第	実施する取組の実施計画	の向上とみなし 基準年度 (令和4年度) 0 パー セント	第 (令和		第2年度 和6年度 12 ペー		備		考	it
	令和5年度	省エネ運転の奨励	・アイ	ドリングストップ	・合積運送	送の増				
具体的な取組及び 措置の内容	令和6年度	省エネ運転の奨励	・アイ	ドリングストップ	プ・合積運送	些の増				
	令和7年度	省エネ運転の奨励	・アイ	ドリングストップ	"・合積運送	送の増				
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措置の内容	特別な措置な	し							
せるために実施しようとする措置	上記の措置を採用する理由	公共交通機関 く、自転車・				深夜・早朝の出 している。	勤・i	退勤 力	3多	
	区 分	第1年度(令和5年)	麦)	第2年度(令和6年		第3年度 (令和7年度)	ſ	備	考	
	森林の保全及び整備によるもの		トン		トン	0トン				
森林の保全及び整	地 域 産 木 材 の 利 用 に よ る も の再生可能エネルギーを利用した電力又は熱		トン	0	トン	0トン				
備、再生可能エネル ギーの利用その他の 地球温暖化対策によ	再生可能エネルキーを利用した電力又は熱 の供給によるもの		トン		トン	トン				
り削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン	トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等)	0	トン	C	トン	0 トン				
	合 計	0.0	トン	0.0	トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	太陽光発電で得た電力を関西電力に売電	しています。								
特記事項	平成29年1月1日 代表取締役社長 西畑義	昭 より 代表取	締役袖	土長 西畑圭第	育に変更 。					

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

(宛 先) 報告者の住所(法)	京都市長 人にあっては、主たる事務所の所在地)		報告	者の氏名	(法人に	<u>令和</u> あっては、名	6: 称及			10日						
京都市山科区西野	難宮町36番地の4		洛東	タクシー杉		代表取締 活番号: 075-			佳							
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送業					細分類都	爭号	4 3	3 2	2 1						
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第	1項第6号		□ ア☑ イヌに□ エ	ま ウ											
計画期間	令和	5 年 4 月だ	いら令	和 8 年	3 月ま	で										
基 本 方 針	エコドライブの推進、エネルギー消費	効率の改善に	努め、	排出量削	減を目指	ます。										
計画を推進するた めの体制	代表取締役を本部長とする対策本部に		の策定	定及び推捗	管理を行	īう。										
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	(令和		第2年 (令和6年	度)(令和7年	三度)	増	減	率						
温室効果ガスの排 出の実績及び削減	事業活動に伴う排出の量評価の対象となる排出の量	910. 1 F> 820. 4 F>	910 910		910. 1	トン 910. 1 トン 910. 1	トン	10. 9		パーセント						
の目標		電気設備改修、適						10.0								
	事業の用に供する建 築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度 (令和4年度)		1 年度 1 5 年度) (第2年			増	減	率						
原単位当たりの温	営業車両 事業活動に伴う排出の量 (走行距離/10000)	2. 46	(14.1)	2.46			46	0.00)	バーセント						
室効果ガス排出量 等	事業活動に伴う排出の量									パーセント						
	原単位の指標及び目標の根拠	() (能率者への指導を行うことにより削減を見込んでいる							
重点的に多	実施する取組の実施計画	基準年度 (令和4年度)		1年度 15年度)(第2年 (令和6年 0	度) (令和7年	-度)	備		考						
	令和5年度	高圧受電設備の更	新を行	ō		•										
具体的な取組及び 措置の内容	令和6年度	営業車の適切な運	行管理	に努める												
	令和7年度	営業車の適切な運	行管理	に努める												
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措置の内容	短中距離通勤	者の	徒歩、自載	云車通勤	の推奨										
せるために実施しようとする措置	上記の措置を採用する理由	温室効果ガス	排出	量の削減の	りため											
	区 分	第1年度		第2年(令和6:		第3年度(令和7年度	ŧ)	備		考						
	森林の保全及び整備によるもの		トン		トン		トン									
森林の保全及び整	地域産木材の利用によるもの		トン		トン		トン									
備、再生可能エネル ギーの利用その他の 地球温暖化対策によ			トン		トン		トン									
り削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン		トン									
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等)		トン		トン		トン									
	合 計	0.0	トン	0.	0 トン	0.0	トン									
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	分別ごみの細分化 エコドライブの推進															
特記事項																

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

(宛 先)	京都市長		den dia -	* ~	(M. L.) = .1	令和	5年 9	
報告者の住所(法)	人にあっては、主たる事務所の所在地)			者の氏名 電鉄株式会		あっては、名称及	ひ代表者	「名)
大阪市北区芝田一	丁目16番1号		代	表取締役社		島田 泰夫		
					電話	番号: 06-6373	8 - 5039	
主たる業種	普通鉄道業					細分類番号	4 2	1 1
古米さの巨ハ	the later to the relicion to the first the fir	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		□ ア □ 1□ 1	1 . 1.			
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第 	1 埧第6号	l r	☑ イヌに	エワ			
計画期間	今 和	5 年 4 月だ	ふら会	五 2 年	2 日主	To		
基本方針	令和2年~4年度の平均排出量を基準に	、令和5年~8年	手度の	温室効果	:ガス排出	量を年平均2%削減	載する。	
計画を推進するた めの体制	委員長を都市交通事業本部長とし、委本部環境推進委員会を必要に応じて開	催する。					とする。	
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)		1 年度 15 年度)(第2年月 (令和6年	711 1 2 4	増	咸 率
温室効果ガスの排	事業活動に伴う排出の量		10, 619		0, 410. 8	トン 10, 206. 2 トン	-3. 9	パーセント
出の実績及び削減	評価の対象となる排出の量		9, 912	.3 F> 9	, 703. 4	トン 9, 498. 7 トン	-10.8	パーセント
の目標	目 標 の 根 拠	高効率な新造車両 の排出量削減を目		及び既存車両の	のリニューフ	アル化等の継続的な実施	iにより、前	年比2%以上
	事業の用に供する建原単位の指標	基準年度		1年度	第2年月	711 1 2 4	増	减 率
	東業活動に伴う排出の量	(市和4年度)	(令和	15年度)(
原単位当たりの温 室効果ガス排出量	里 回 (車両走行距離car・10万km)	6. 48		6. 36	6. 2	6. 11	-3. 81	パーセント
等	事業活動に伴う排出の量							パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	高効率な新造車両 の排出量削減を目	の導入 <i>』</i> 指す。	及び既存車両の	のリニューフ	アル化等の継続的な実施	により、前	年比2%以上
		基準年度		1年度	第2年月		備	考
重点的に写	実施する取組の実施計画	(令和4年度)		15年度)(25 公元)	(令和6年 25 ば	度)(令和7年度)		•
	令和5年度	高効率な新造車両		577	-			
具体的な取組及び 措置の内容	令和6年度	高効率な新造車両	の導入』	及び既存車両の	のリニューフ	"ル化等を実施		
HE AND 14	令和7年度	高効率な新造車両	の導入』	及び既存車両の	のリニューフ	"ル化等を実施		
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措 置 の 内 容	早朝・深夜勤車を使用する				出退勤を認めるも ≥管理する。	のとし、	自家用
せるために実施しようとする措置	上記の措置を採用する理由		てい	るが、早朝	明・深夜に			
	区分	第1年度		第2年(令和6	F度	第3年度(令和7年度)	備	考
	森林の保全及び整備によるもの	(中間の中点	シトン	(דו የן נד)	午及)	(五和7年度)		
森林の保全及び整	地域産木材の利用によるもの		トン		トン	トン		
備、再生可能エネル ギーの利用その他の	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱 の供給によるもの		トン		トン	トン		
地球温暖化対策により削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等)		トン		トン	トン		
	合 計	0.0	トン	0.	0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	摂津市駅では、太陽光発電等の省エネ設備 るCO2を実質的にゼロにしている。	に加え、環境オ	フセッ	・ トクレジ :	ット(J-VI	ER)を活用し、駅道	重営により	排出され
特記事項	第4計画期間の超過削減量を、第1~2年度	は707.4t, 第	3年度	は707.5t利	利用する。			

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

田の実績及び削減の目標	(宛 先)	京都市長		却生	女の氏々	(注:117	t		15年		
生たる素種 選送事業者 超分類番号 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1						送株式会	社				1)
事業者の区分 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	京都市南区上鳥羽	南戒光町10番地								7	
事業者の区分							, д. д.	J . 0,0 001			
事業者の区分 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 □	主たる業種	運送事業者						細分類番号	4	4	1 1
計 画 期 間 会和 5 年 4 月から合和 8 年 3 月まで 会和2年度から令和4年度の平均の排出量を基準に、令和5年度から令和7年度の温室ガス排出量を1%以上削減 する。					□ ア						
計画 期 間 令和 5 年 4 月から令和 8 年 3 月まで	事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第	1項第6号			はウ					
 基本 方 針	⇒1 ++ ==	Δ·π	E Æ 4 BJ	\		2 F =	73				
計画を推進するための体制	計 囲 期 间							日宝ガフ排出	また 1	0/ 17	ト別学
	基 本 方 針		里で巫牛に、	D AHO	十反かり	カルイナク	Z ∨ ⊅ 1I		長石 1	/0 <i>V</i> X.	上 日 7 7 9 以
選		代表取締役社長を中心に令和4年度を基	5準とする新た	な実	行計画の	進捗管理	を実	施する			
審業活動に伴う排出の量 1,699.0 1,914.4 10 1,935.0 1,914.4 10 13.1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		温室効果ガスの排出の量				211			増	減	率
□ 日標	温室効果ガスの排	事業活動に伴う排出の量							13.	1	パーセント
日 標 の 根 拠		評価の対象となる排出の量	1,846.9 トン	1, 731	4 トン	1, 753. 0	トン	1,732.4	-5.	9	パーセント
原単位当たりの温	V) [1] 13K	目 標 の 根 拠	輸送効率のさらな	る改善	を実施して19	%以上削減。	よる。				
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 第						211			増	減	率
「集作職業 1/100,000		東業活動に伴う排出の量		(守利					10.0	.7	
原単位の指標及び目標の根拠		(走行距離 x 1/100,000)	41. 15		40. 30	40.	80	40. 30	13. (''	ハーモント
重点的に実施する取組の実施計画	等										バーセント
重点的に実施する取組の実施計画		原単位の指標及び目標の根拠	省エネ運転の励行	、及び	節電努力によ	り目標達成	を目指	す。			
重点的に実施する取組の実施計画		1							備		考
具体的な取組及び 措置の内容 令和6年度 アイドリングストップ等の省エネ運転、照明節電及び室内温度の適正管理 一方の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置 措置の予定なし 上記の措置 上記の措置を採用する理由 出退動時間及び立地条件等、交通機関の利用に問題がある為 「会和5年度」 第3年度 「会和6年度」 第3年度 「会和7年度」 第4年度 「会和6年度」 第3年度 「会和7年度」 第4年度 「会和6年度」 第3年度 「会和7年度」 第4年度 「会和7年度」 第4年度 「会和7年度」 第4年度 「会和7年度」 第4年度 「会和7年度」 第4年度 「会和7年度」 第4年度 「会和7年度」 第4度 「会和7年度」	重点的に多	実施する取組の実施計画		(分和			V 47		p113		
## 2		令和5年度	ENT	ップ等					1		
一		令和6年度	アイドリングスト	ップ等	の省エネ運転	E、照明節電	及び室	区内温度の適正管理	!		
の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置 上記の措置を採用する理由出退動時間及び立地条件等、交通機関の利用に問題がある為 上記の措置を採用する理由出退動時間及び立地条件等、交通機関の利用に問題がある為	19 6 4 2 1 2 2	令和7年度	アイドリングスト	ップ等	の省エネ運転	E、照明節電	及び室	区内温度の適正管理	!		
せるために実施しようとする措置 上記の措置を採用する理由 出退勤時間及び立地条件等、交通機関の利用に問題がある為 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量 区分 第1年度 第2年度 第3年度 (令和7年度) (令和7年度) (令和7年度) (令和7年度) 備考 本林の保全及び整備によるもの 地球温暖化対策により削減する量 地域産木材の利用によるもの トントントントントントントントントントンロ共生の供給によるもの (プリーン電力証書等の購入によるもの トントントントントンローンでの表別が収取収収収収収収収収収収収収収収収収収収収収収収収収収収収収収収収収収収収	の自動車等を使用	措 置 の 内 容	措置の予定な	: L							
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用によるもの トン トン トン サン 城 産 木 材 の 利 用 に よるもの トン トン トン トン 地域 産 木 材 の 利 用 に よるもの トン トン トン トン トン 地域 産 木 材 の 利 用 に よるもの トン	せるために実施し	上記の措置を採用する理由	出退勤時間及	(び立:	地条件等、	、交通機	関の	利用に問題が	ある為	÷	
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーを利用した電力又は熱力を関係しまるもの カン トン トン トン カン		\rightarrow \righ	第1年度		第 2 4	年度		第3年度	/:	±	*
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーを利用した電力又は熱		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(令和5年		(令和6	1 000	(ź		1/1	H	5
##Mの保全の心理 (傭、再生可能エネルギーを利用した電力又は熱 の供給によるもの 地球温暖化対策により削減する量 がリーン電力証書等の購入によるもの 温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの トン トン トン トン トン トン トン トン トン トン				_							
ボーの利用その他の 地球温暖化対策により削減する量 グリーン電力証書等の購入によるもの 温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等) トン トン トン トン 地球温暖化対策に 資する社会貢献活 助 「DO YOU KYOTO?」プロジェクトに参加 ライトダウンを実施 KESエコロジカルネットワークへの参加	備、再生可能エネル	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱									
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の	地球温暖化対策によ	の供給によるもの		トン		12		F.2			
購入によるもの(J-クレジット等) 「	り削減する量			トン		トン		トン			
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動 「DO YOU KYOTO?」プロジェクトに参加 ライトダウンを実施 KESエコロジカルネットワークへの参加				トン		トン		トン			
資する社会貢献活 「DO YOU KYOTO?」 フロシェクトに参加 フイトタワンを実施 版ESエコロジカルネットワークへの参加		合 計	0.0	トン	0	.0 トン		0.0 トン			
特記事項 R5に183トン、R6~R7に182トンずつ超過削減量を充当する。	資する社会貢献活			イトタ	ダウンを実	施					
	特記事項	R5に183トン、R6~R7に182トンずつ超過削	減量を充当する	0							

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

(宛 先)	京都市長 令和5年 9月29日 人にあっては、主たる事務所の所在地) 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)								9 目		
報告者の住所(法)	人にあっては、主たる事務所の所在地)				(法人に 株 式 会		尔 及	UTT:	 表有:	台)	
京都市南区東九条	南石田町5番地				三浦	達也					
					電	括番号: 075-6	582-	2310			
主たる業種	道路運送事業					細分類番	号	4	3	1	1
			Ī	口 ア							
事業者の区分	 京都市地球温暖化対策条例第2条第	1 項第6号		」 7 イヌ	はウ						
7,782 - 123	21 ale 11-2	1 2/1/0 /	,	ロェ	101 /						
計画期間	令和	5 年 4 月だ	ら令	和 8 年	3 月ま	で					
基 本 方 針	エネルギー消費率の改善・廃棄物排出 を目指す。	量の削減・自	土環境	(マネジァ	ソントシス	ステムに基づき	C02	排出:	量の:	.%肖	刂減
計画を推進するた めの体制	「環境マネジメント委員会」を事務局	とする、京阪	グルー	-プ環境マ	ァネジメン	/トシステム					
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)		1 年度 15 年度)	第2年	71. 1.0	-	埠	洞	: 淬	174
温室効果ガスの排	事業活動に伴う排出の量		6,007		5, 947. 3	トン 5,888.0	及り	0	. 2	バー	セント
出の実績及び削減	評価の対象となる排出の量		5, 534	l. 0 トン	5, 474. 3	トン 5, 415. 0	トン		. 4	バー	セント
の目標	目 標 の 根 拠	あらゆるエネルギ 目標の達成を図る		の改善策を検	食討するとと	もに、より効率的な	事業	運営を	目指す	-こと	で、
	事業の用に供する建 築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度		1年度	第2年			埠	洞	李	3
	東業活動に伴う排出の量	(令和4年度)	(令和	1 0 47	(令和6年						
原単位当たりの温 室効果ガス排出量	事業所 (走行距離/10,000)	10. 22		10. 45	10.	45 10.	45	2.	25	バー	セント
等	事業活動に伴う排出の量									バー	セント
	原単位の指標及び目標の根拠	バスの走行距離に 実に原単位当たり			一 るが、エコ	ドライブにより燃料	消費	を抑制	するこ	とで、	確
- 1. 11		基準年度 (令和4年度)		1 年度 15 年度)	第2年			備	İ	老	ć.
重点的に写	実施する取組の実施計画	12 パーセント		12 ペート	12	247 11 11					
	令和5年度					より、燃料消費の拡		よび温	室効果	ŀガス(の削
具体的な取組及び 措置の内容	令和6年度	エコドライブの継 減をはかる。	続実施は	および電気/	ベスの運行に	より、燃料消費の拡	制お	よび温	室効果	ガス(の削
	令和7年度	エコドライブの継 減をはかる。	続実施は	および電気/	ベスの運行に	より、燃料消費の拡	制お	よび温	室効果	ガス(の削
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措 置 の 内 容	曜日に独自の	ノー・	マイカー	デーを実	京都市ノーマ/ 施している。 の認証をを受り				第45	木
せるために実施しようとする措置	上記の措置を採用する理由		を禁」	止してい		ため業務上のE ねてノーマイス					
	区 分	第1年度		第2		第3年度		,	備	考	
	森林の保全及び整備によるもの	(令和5年	麦)	(令和6	年度) トン	(令和7年度) トン				
本社の伊合豆が動	地域産木材の利用によるもの		トン		トン		トン				
ギーの利用その他の	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱 の供給によるもの		トン		トン		トン				
地球温暖化対策により削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン		トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等)		トン		トン		トン				
	合 計	0.0	トン	0	.0 トン	0.0	トン				
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	電気バス、低燃費車、アイドリングストッ る。また、お客様に対しても環境定期券制										۱ ۱
特記事項	社外の環境セミナー等へ積極的に参加する 超過削減量を毎年473トンずつ充てる。	とともに、環境	マネシ	· ジメントシ	ステムに	より社員の意識は) 革	を啓発	きして	いる	0

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

(宛 先)

京都市長

事業者排出量削減計画書

令和 5年 9月22日

報告者の住所(法)	人にあっては、王たる事務所の所在地)				(法人に 道株式会		ては、名	称及	び代表者	'名)	
大阪市天王寺区	上本町6-1-55				役社長	原	恭				
					電記	活番号	= : 06-6	3775-	3357		
主たる業種	鉄道業						細分類都	番号	4 2	1	1
			✓	ア							
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第	1項第6号	\checkmark	イ又	はウ						
				工							
計 画 期 間	令和	5 年 4 月カ	ら令和	8 年	3 月ま	で					
基 本 方 針	令和2年度から令和4年度の平均排出 平均で2%以上の削減を目指す。	量を基準として	て、令利	15年度	きから令利	口7年	-度の温室	室効果	果ガス排!	出量を	年
計画を推進するた めの体制	役員をメンバーとする環境対策委員会 とする新たな実行計画の進捗管理を実		和2年度	きからそ	令和4年度	きの平	均の排出	出量を	· 基準年/		量
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第14		第2年 (令和6年		第3年 (令和7年	~ ~	増	咸率	į
温室効果ガスの排	事業活動に伴う排出の量		3, 418. 1		3, 418. 1	_	3, 418. 1	トン	-6.0	バー	セント
出の実績及び削減 の目標	評価の対象となる排出の量	3,681.1 トン	3, 143. 1	トン	3, 142. 9	トン	3, 142. 9	トン	-14.6	バー	セント
	目 標 の 根 拠	エネルギー使用量 2%以上の削減を		子め、温雪	室効果ガス排	出量の	削減に関す	る目標	となる削減	率年平均	þ
	事業の用に供する建 築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度 (令和4年度)	第14		第2年 (令和6年		第3年 (令和7年		増	减 率	1
原単位当たりの温 室効果ガス排出量	鉄道業 事業活動に伴う排出の量 (客車走行キロ/100万)	13. 43	1	2. 63	12.	63	12.	. 63	-5.96	バー	セント
等	事業活動に伴う排出の量									バー	セント
	原単位の指標及び目標の根拠	省エネ車両・省エ	ネ設備・丸	、陽光発電	電設備の導入	により	、原単位の	向上を	目指す。		
	-	基準年度	第14		第2年		第3年		備	考	
重点的に多	実施する取組の実施計画	(令和4年度)	(令和 5		(令和6年	パー セント	(令和7年	ド度)			
	A Tour E FF PF			E > 1.				セント			
具体的な取組及び	令和5年度	省エネ設備(LE 省エネ車両・省エ					ీ .				
措置の内容	令和7年度	省エネ車両・省エ									
	19 19 1 1 0										
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措 置 の 内 容	通勤には自社	線また	は公共	交通機関	を利用	用する。				
せるために実施し	上記の措置を採用する理由	自家用自動車	より温	室効果	ガス排出	量のク	少ない公	共交	通機関を	·利用~	ナ
ようとする措置		ることで、総	排出量	の抑制	に繋げる。	D					
	区 分	第1年度		第2			第3年度		備	考	
	森林の保全及び整備によるもの	(令和5年月		(令和 6		(令	和7年月				
	地域産木材の利用によるもの		トン		トン			トン			
森林の保全及び整備、再生可能エネル ギーの利用その他の	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱		トン	14	2 トン		14. 2	トン			
地球温暖化対策によ り削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン			トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等)		トン		トン			トン			
	合 計	14. 2	トン	14	1.2 トン		14. 2	トン			
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	駅に分別ごみ箱を設置し、廃棄物の削減お イクルしている。また、特急列車を活用し				使用済み					レにリ	サ
特記事項	第四期間の超過削減量782.8tのうち、令和	п5年度260.8 t 、	令和6年	三度261	t 、令和79	年度26	31 t を差り	し引く			

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

(宛 先) 報告者の住所(注	京都市長 人にあっては、主たる事務所の所在地)	1	却生	老の氏名	2023年 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者?						
				バス株式会				μ/			
京都市右京区嵯峨	为星则 I 备 氾 I				電記	括番号: 075-871-	-7521				
主たる業種	道路旅客運送業(一般乗合・一般貸切	、特定旅客自動	加車運	送業)		細分類番号	4 3	1 1			
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第	第1項第6号		□ ア☑ イヌに□ エ	ま ウ						
計画期間	令和	5 年 4 月だ	いら令	和 8 年	3 月ま	で					
基 本 方 針	環境保全や資源の保護に配慮した日常	言行動を通じて:	地域社	土会に貢献	する						
計画を推進するた めの体制	代表取締役を統括者、管理部長を環境 境改善計画を構築し活動する。				ダーと決	けめ自主基準による	る目標を認	定・環			
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量 事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量 目 標 の 根 数	(令和2~4年度) 4,207.1 トン 13,934.1 トン	(令和 4, 19 3, 89	2. 0	l, 116. 8 B, 819. 8	度 第3年度 度) (令和7年度) トン 4,069.2 トン トン 3,771.2 トン ができるため1%の削減	-1. 9 -2. 7	ベーセント			
原単位当たりの温	事業の用に供する建 築物の用途 営業所 事業活動に伴う排出の量	(市和4年度)		1年度 15年度) (第2年月 令和6年 14.	度)(令和7年度)	增 湯-3.81	マップ・マント			
京単位ヨたりの価 室効果ガス排出量 等	(燃料消費率×100) 事業活動に伴う排出の量			10.00	14.	30 14.04	3.01	パーセント			
र्च	原単位の指標及び目標の根拠	L 車両の代替を計画	前に実	施し、燃料消	費率を向上	させる		7. 231			
重点的に写	実施する取組の実施計画	基準年度 (令和4年度)		1年度 15年度)(第2年月 (令和6年 0		備	考			
	令和5年度	計画的に6両の車両	両代替を	を計画する(内容	2両はEV)						
具体的な取組及び 措置の内容	令和6年度	計画的に6両の車両	両代替る	を計画する(内容	2両はEV)						
	令和7年度	計画的に6両の車両	可代替を	を計画する(内容	2両はEV)						
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措置の内容	毎月16日は事	移職	員を対象に	こノーマ	イカーデーを実施	している				
せるために実施しようとする措置	上記の措置を採用する理由	特別な事情に力のもと実施				実施できた、今	後も従業	員の協			
	区分	第1年度		第2年(令和6		第3年度 (令和7年度)	備	考			
	森林の保全及び整備によるもの		トン	(111110	トン	トン					
森林の保全及び整	地域産木材の利用によるもの		トン		トン	トン					
ギーの利用その他の	再生可能エネルギーを利用した電力又は素 の供給によるもの	ti,	トン		トン	トン					
地球温暖化対策により削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン	トン					
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等)		トン		トン	トン					
	숨 計	0.0	トン	0.	0 トン	0.0 トン					
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	特になし										
特記事項	2023年度より、毎年度EVバス2両を導入し 交通エコロジーモビリティー財団による 超過削減量の差引いたします、令和5年度	「グリーン経営」	認証: 16年度	を取得し、§ に297トン、	更新を実施 、令和7年	を をしている。 度に298トン使用い	たします。				

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

(宛 先)	京都市長		令和5年9月22日							
報告者の住所(法)	人にあっては、主たる事務所の所在地)		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市交通局							
京都市右京区太秦	下刑部町12番地		京都	市公営企		-	通局長 北村		•	
			<u> </u>		電話	古番方	: 075-863-	-5031		
主たる業種	地下鉄事業及び一般乗合旅客自動車運	送業					細分類番号	4	2	1 3
				□ ア				-	-	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第	1項第6号		ー ☑ イ又	はウ					
				ニュ						
計画期間	令和	5 年 4 月だ	いら令	和 8 年	- 3 月ま	で				
基 本 方 針	低炭素・循環型まちづくりを目指す本 ける省エネの推進など環境負荷の低減		りを路	沓まえ、2	公共交通事	業者	として、市へ	ベス・ナ	也下的	鉄にお
計画を推進するた めの体制	市長を本部長とした組織である「京都 中心に実施状況及び進捗状況を管理す		す地	球温暖化	対策推進	本部」	における各	部会の	構成	員を
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)		1年度	第2年		第3年度	増	減	率
温室効果ガスの排	事業活動に伴う排出の量		64, 91	15年度) 1.7 トン	(令和6年 64,911.7		(令和7年度) 64,911.7 トン	-1.	0	パーセント
出の実績及び削減	評価の対象となる排出の量		60, 70	4.2 トン	60, 704. 2	トン(60, 704. 0	-9.		パーセント
の目標	目 標 の 根 拠	環境にやさしいバ コドライブの実施						推進する	ととす	もに、エ
	事業の用に供する建原単位の指標	基準年度		1年度	第2年		第3年度	増	減	率
	東業活動に伴う排出の量	(市和4年度)	(分和		(令和6年		(令和7年度)	0.7	7	
原単位当たりの温 室効果ガス排出量	交通事業 (Fkm) (Fkm)	1.30		1. 29	1.	29	1. 29	-0.7	1	パーセント
等	事業活動に伴う排出の量									パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	・エネルギーの使・環境にやさしいエコドライブの実	バスの	導入や地下針	失車両・駅舎	等施設	の省エネルギー化	を推進す	ると	ともに、
		基準年度 (令和4年度)		1 年度 1 5 年度)	第2年		第3年度 (令和7年度)	備	-	考
里 点 的 に き	に施する取組の実施計画	25 %		25 4-		/文/ (- ミント	25 %			
	令和5年度	環境にやさしいバ コドライブの実施	スの導	入や地下鉄車	直両・駅舎等力	施設の	省エネルギー化を ご努める。	推進する	ととり	もに、エ
具体的な取組及び 措置の内容	令和6年度	環境にやさしいバ コドライブの実施						推進する	ととり	もに、エ
71 2 7 7 1	令和7年度	環境にやさしいバ コドライブの実施						推進する	とと	もに、エ
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措置の内容	マイカー通勤 として公用車				こ、乍	毎月16日をノ	ーマイ	カー	デー
せるために実施しようとする措置	上記の措置を採用する理由	平成21年度かして実施する		施してお	り、既に即	職員に	こ浸透してい	ること	から	継続
	区分	第1年度		第2			第3年度	備	i	考
	森林の保全及び整備によるもの	(令和5年	度) トン	(令和 6	5 年度) トン	(令	·和7年度) トン	-		
森林の保全及び整	地域産木材の利用によるもの		トン		トン		トン			
備、再生可能エネル ギーの利用その他の	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱 の供給によるもの		トン		トン		トン			
地球温暖化対策により削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン		トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等)		トン		トン		トン			
	合 計	0.0	トン). 0 トン		0.0 トン			
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	・目冢用車と比べて環境にやさしい市バス 消費量の削減によるCO2排出量の削減に寄与 ・PTPS(北大路BT・九条車庫前、北大路BT 等の市バスの走行環境改善に向けた様々な	チする。 ~京都市役所前	i) のii							
特記事項	・1人1km輸送当たりCO2排出量は自家用車がは約59%、鉄道は約86%のCO2排出量の削減・超過削減量の差引について、令和5年度に	域効果がある([国土交	通省HP(F	R05. 05. 17頁	更新)	より)。			

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

(宛 先)	京都市長		+n +- +	X D IT D	/\d= 1.1=	J	2023年		•	月
報告者の任所(法)	人にあっては、主たる事務所の所在地)			ョの氏名 k旅客鉄道			ては、名称及	. ひ代表	百名)	
大阪府大阪市北区	芝田二丁目4番24号		代表	長取締役		— F		0000		
					电话	古番方	1 : 06-6375-	-2229		
主たる業種	普通鉄道業						細分類番号	4 2	1	1
**** * ° E '\	the detailed and the second and the			ファ						
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第	1 埧第 6 号	L	☑ イ又に						
최. 교급 HB BB	△ 和	5 年 4 月か	· 产 Д-1	五	り 日主	ブ				
計 画 期 間	17 CT	5 午 4 月 //	10 TI 1	N 0 +	э д ж	(
a 1 / / 21	2025年度のJR西日本グループ全体のC02					F				
計画を推進するための体制	社長を筆頭に、本社部門を所管する常 ループとしての地球環境保護推進の基	本方針や、計	画・目	標策定と	いった重	重要事	項を審議する		こし、グ	
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)		年度 5年度)(第2年 (令和6年		第3年度 (令和7年度)	増	減率	
温室効果ガスの排	事業活動に伴う排出の量		6, 815.		6,610.7		6,346.3 トン	-5. 2	パーセ	ント
出の実績及び削減	評価の対象となる排出の量	6,994.5 トン	6, 815.	2 トン 6	6, 610. 7	トン(6, 346. 3	-5.8	パーセ	ント
の目標	目 標 の 根 拠	2025年度▲35%目標	悪から逆算	算して算出						
	事業の用に供する建原単位の指標	基準年度		年度	第2年		第3年度	増	減率	
	築物の用途	(令和4年度)	(令和	5年度)((令和6年	度)	(令和7年度)	相	000 平	_
原単位当たりの温	鉄道事業 (営業キロ×10)	20.04		19. 64	19.	05	18. 29	-5. 22	パーセ	ント
室効果ガス排出量 等	事業活動に伴う排出の量								パーセ	ント
	原単位の指標及び目標の根拠	前期間の原単位も	営業キロ	×10を使用						
		基準年度		年度	第2年		第3年度	備	考	
重点的に実	そ施する取組の実施計画	(令和4年度)	()	1 - 47	(令和6年	V 47	(令和7年度)	VHI	77	
		25 42	3	37 N-	37	バー セント	37 42			
具体的な取組及び	令和5年度	各職場において不			ラーコピー	の節制	などによる節電			
措置の内容	令和6年度	省エネルギーなLE	D照明器。	具の展開						
	令和7年度	照明制御装置の整	備を展開							
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措置の内容	社内規程によ	り自動	め車通勤に	は箇所長	等の記	杵可が必要に	なってい	いる	
せるために実施しようとする措置	上記の措置を採用する理由	必要最小限の	自動車	垣通勤に担	叩えられ゛	ている	3			
	区分	第1年度(令和5年)	¥/	第2年 (令和6			第3年度 和7年度)	備	考	
	森林の保全及び整備によるもの	(令和5年)	トン	(行和 6)	千度) トン	(T)	和 (年度) トン			_
森林の保全及び整	地域産木材の利用によるもの		トン		トン		トン			-
備、再生可能エネル ギーの利用その他の	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱 の供給によるもの		トン		トン		トン			
地球温暖化対策により削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン		トン			_
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等)		トン		トン		トン			
	숨 計	0.0	トン	0.	.0 トン		0.0 トン			
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	J-WESTカードによるカーボンオフセット特:	典								
特記事項										

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

(宛 先)	京都市長						令和5年	9月30日
報告者の住所(法)	人にあっては、主たる事務所の所在地)				(法人に) 株式会社	あっては、名称及	び代表者	名)
東京都渋谷区千駄	ヶ谷5丁目33番8号サウスゲート新宿					長執行役員	犬飼 新	
					電記	舌番号: 050 - 20	17 - 418	0
主たる業種	普通鉄道業					細分類番号	4 2	1 1
				ア				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第	1項第6号	~] イ又	はウ			
	A		> ^ ~	工				
計画期間	令和	5 年 4 月カ	いら令和	18年	3 月ま	で		
基 本 方 針	「環境にやさしい」貨物鉄道輸送の輸	送量向上を通	じて、車	輸送単位	なあたり σ)C02排出量を削減		
計画を推進するた めの体制	省エネ法に規定されるエネルギー管理 (実務)を設定し施策を推進		エネノ	レギー管	管理企画推	推者(実務)、エク	ネルギー管	产理員等
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第 1 (令和 5		第2年	度 第3年度 度)(令和7年度)	増源	戈 率
温室効果ガスの排	事業活動に伴う排出の量	914.6	943. (980.8	トン 997.8 トン	6, 5	パーセント
出の実績及び削減	評価の対象となる排出の量	920.1	881. 3	3 トン	902. 0	トン 963.8 トン	-0.5	パーセント
の目標	目 標 の 根 拠	2022年度に策定し を算定。	たKPIのう	ち列車積	載率の目標値	正に基づき、貨物輸送量の である。	の増加に伴う	想定排出量
	事業の用に供する建原単位の指標	基準年度	第1		第2年		増湯	t 率
	築物の用途 事業活動に伴う排出の量	(令和4年度)	(令和 5			度)(令和7年度)		· ·
原単位当たりの温 室効果ガス排出量		22. 62	2	22. 61	22.	61 22. 61	-0.04	パーセント
等	事業活動に伴う排出の量							バーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	2022年度に策定し 加度合を考慮し算		ち列車積	載率の目標値	[に基づき、当該事業所]	こおける貨物	輸送量の増
		基準年度	第1		第2年		備	考
重点的に多	に施する取組の実施計画	(令和4年度)	(令和 5	2 ペーセント	(令和6年	度)(令和7年度)		
	令和5年度	モーダルシフト推						
具体的な取組及び 措置の内容	令和6年度	モーダルシフト推	進に向け	た営業活動	助及び機器の	適正な取り扱い		
7000	令和7年度	モーダルシフト推	進に向け	た営業活動	助及び機器の	適正な取り扱い		
通勤における自己の自動車等を使用	措 置 の 内 容	未定						
することを控えさ せるために実施し ようとする措置	上記の措置を採用する理由	-						
	区分	第1年度(令和5年月		第 2 (令和 6		第3年度 (令和7年度)	備	考
	森林の保全及び整備によるもの	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	トン	· , , , .	トン	トン		
森林の保全及び整	地域産木材の利用によるもの		トン		トン	トン		
備、再生可能エネル ギーの利用その他の 地球温暖化対策によ			トン		トン	トン		
り削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等)		トン		トン	トン		
	合 計	0.0	トン	C).0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	エコレールマーク事業への協賛							
特記事項	第四計画期間の超過削減量174.5t-C02につ し引くこととした。	いては、各年度	の排出	量の増減	率で按分し	. 61.7t/78.8t/	34. 0tをそ;	れぞれ差

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

(宛 先) 報告者の住所(法	京都市長 人にあっては、主たる事務所の所在地)		報告者	者の氏名	(法人に	2023 あっては、名称及			
京都市下京区中堂						取締役社長粂田佳			
水郁川「水丛下室	스 Jih ㅂ1 ⅳ1 T				電	話番号: 075-841-	-7756		
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業					細分類番号	4 3	2 1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第	1項第6号	_	□ ア ☑ イ又に □ エ	はウ				
計 画 期 間	令和 開業目動単株式会社は「京都議疋書」	5 年 4 月か	- ,					⇔ν	
基 本 方 針	開来日勤単株八云社は「京都議定者」 取り組み、法令等を遵守し、創業以来 より地域に貢献し、企業活動と自然環	培う「安全」	「快適	i」「信頼	を基本	とする高品質な			
計画を推進するための体制	取締役社長を統括環境保全管理責任者 推進責任者として本社・各営業センタ	とする環境保全	È活動	推進体制	を導入し	、 代表取締役専		環境保全	
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)		1 年度 5 年度) (第2年	24 711 1 24	増	咸率	
温室効果ガスの排	1 //1 // // // //	8, 209. 2 トン	8, 144.		, 536. 3	トン 7, 529. 3 トン	-5.8	パーセント	
出の実績及び削減 の目標	評価の対象となる排出の量		6, 019.		, 411. 7	トン 5,404.7 トン 輸送車両排出区分におり	-11.0	パーセント C-UV東面	
		をはじめとした環 指す。	竟対応車	車両への代替		ほか、エコドライブの則			
	事業の用に供する建 築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度 (令和4年度)		1 年度 5 年度)(度 第3年度 度)(令和7年度)	増	咸率	
原単位当たりの温	営業車両 <u>事業活動に伴う排出の量</u> (実車走行距離(万km))	3. 16		2. 91	2.	74 2. 90	-9. 81	パーセント	
室効果ガス排出量 等	事業活動に伴う排出の量							パーセント	
	原単位の指標及び目標の根拠	行距離の伸び)、	その他エ	ロコドライブ	等の取り組	S-AVMシステムの運用に みを継続し、原単位削減	よる効率的 なにつなげる	記車(実車走	
重点的に多	基準年度 (令和4年度)		1 年度 5 年度)(0 ペー	第2年 令和6年 0		備	考		
			継続。エ		-	節電(LED化・空調の	適正温度設	定など)	
具体的な取組及び	令和6年度	HV車両への代替	継続。エ	cコドライブル	節電(LED化・空調の	適正温度設	定など)		
措置の内容	令和7年度	HV車両への代替継続。エコドライブ啓発推進。節電(LED化・空調の適正温度設定など)							
通勤における自己の自動車等を使用	措置の内容	できるだけ自 用して通勤を				えることとし、公	共交通機	関を利	
することを控えさ せるために実施し ようとする措置	上記の措置を採用する理由	公共交通機関 ガス排出量削				自動車等の使用を	控え、温	室効果	
	区分	第1年度 (令和5年度	F)	第2年(令和6		第3年度 (令和7年度)	備	考	
	森林の保全及び整備によるもの		トン	(73 74 0 -	10 トン	0トン			
森林の保全及び整	地域産木材の利用によるもの	0	トン		0トン	0トン			
備、再生可能エネル ギーの利用その他の 地球温暖化対策によ			トン		トン	トン			
り削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等)	0	トン		0 トン	0 トン			
	合 計		トン	0.		0.0 トン			
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	LPG車両を主に使用しているタクシーは環境 う形で環境保全に貢献し、公共交通機関の いる。								
特記事項	平成17年9月より中央営業センターが交通コ の設定ステップを順次取り組むことで環境 R5~R7において、2124.6トンずつ超過削減	保全活動を全社							

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

主たる業種 普通鉄道 おの	報告者の住所(法人 下版市中央区大手前 主たる業種 事業者の区分 期 間 基 本 を推制 本 を推制 本 を推制	前1丁目7番31号 (OMMビル) 普通鉄道 京都市地球温暖化対策条例第2条第 令和 鉄道電力における総合源単位を基準年月		京阪電	記 気鉄道	株式会社 代記	かっては、名称及 長取締役社長 番号: 06-6944	び代表者 平川 良 -2521	浩		
大阪市中央区大手前1丁目7部31号(0MMビル) 京阪電気鉄道株式会社 代表取締役社長 平川 良舎 電話番号:06-0944-2521 主たる業種	大阪市中央区大手前 主たる業種 事業者の区分 計	前1丁目7番31号 (OMMビル) 普通鉄道 京都市地球温暖化対策条例第2条第 令和 鉄道電力における総合源単位を基準年月] ア	代表	番号: 06-6944-	-2521			
正たる業種 普通鉄道 #の今頭番号 4 2 1 事業者の区分 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 □ イスはウ □ エ	主たる業種 事業者の区分 計 画 期 間 基 本 方 針 計画を推進するた 計画の体制 温室外果ガスび削減 原室効果がある。 温温の具標 原室効果がある。 温温の関係 原室効果がある。 重点 に 実	普通鉄道 京都市地球温暖化対策条例第2条第 令和 鉄道電力における総合源単位を基準年月		_			番号: 06-6944-	-2521			
事業者の区分 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	事業者の区分 計画期間 基本方針 基本方針 計画を推進するための体制 温室効果ガスの排 温室効果があるで 温出の目標 原単位はガスが削減 原単位はガス排出量 原室効果がある。 原室効果がある。 原室効果がある。 原室効果がある。 原室効果がある。 原室効果がある。 原室効果がある。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	京都市地球温暖化対策条例第2条第 令和 鉄道電力における総合源単位を基準年月 京阪環境マネジメントシステムに基づ・		_		電話			1 1		
事業者の区分 京都市地球温暖化対策条例第 2 条第 1 項第 6 号	事業者の区分 計画期間 基本方針 基本方針 計画を推進するための体制 温室効果ガスの排 温室効果があるで 温出の目標 原単位はガスが削減 原単位はガス排出量 原室効果がある。 原室効果がある。 原室効果がある。 原室効果がある。 原室効果がある。 原室効果がある。 原室効果がある。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 原本に対している。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	京都市地球温暖化対策条例第2条第 令和 鉄道電力における総合源単位を基準年月 京阪環境マネジメントシステムに基づ・		_			細分類番号	4 2	1 1		
事業者の区分 京都市地球温暖化対策条例第 2 条第 1 項第 6 号	事業者の区分 計画期間 基本方針 計画の体制 計画を推進するた 計画の体制 温室効果ガスの排出の目標 温室効果ガスの排出の目標 原単位当たりの温量等 重点的に実	京都市地球温暖化対策条例第2条第 令和 鉄道電力における総合源単位を基準年月 京阪環境マネジメントシステムに基づ・		_			細分類番号	4 2	1 1		
事業者の区分 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 □	計 画 期 間 基 本 方 針 計画を推進するた 計画を推進するた 記画を推進するた 記画を推進するた 記画を推進するた 説	令和 鉄道電力における総合源単位を基準年月 京阪環境マネジメントシステムに基づ		_							
京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	計画期間 基本方針 計画を推進するた 計画を推進するた 動の体制 温室効果ガスの排 出のり目標 原単位当たりの温量 等 重点的に実	令和 鉄道電力における総合源単位を基準年月 京阪環境マネジメントシステムに基づ		_							
計 画 期 間	計画期間 基本方針 計画を推進するた 計画を推進するた 動の体制 温室効果ガスの排 出のり目標 原単位当たりの温量 等 重点的に実	令和 鉄道電力における総合源単位を基準年月 京阪環境マネジメントシステムに基づ		Ŀ							
計画 期 間 令和 5 年 4 月から令和 8 年 3 月まで 基 本 方 針 鉄道電力における総合源単位を基準年度より、毎年1%ずつの削減を目指す。 計画を推進するた 京阪環境マネジメントシステムに基づく鉄道電力削減PRJにより、エネルギーの効率化の改善計画並びに使用	基本 方針 計画を推進するための体制 温室効果ガスの排減の目標 温性の目標 原単位はサストを対して、 原単位はサストを対して、 原単位はサストを対して、 原室効果がある。 原単位はサストを対して、 原本のでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	鉄道電力における総合源単位を基準年	5 年 4 月か		」 イ又	はウ					
	基本 方針 計画を推進するための体制 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標 原単位当たりの温量等 重点的に実	鉄道電力における総合源単位を基準年	5 年 4 月カ	L	エ						
基 本 方 針 鉄道電力における総合源単位を基準年度より、毎年1%ずつの削減を目指す。 計画を推進するた 京阪環境マネジメントシステムに基づく鉄道電力削減PRIにより、エネルギーの効率化の改善計画並びに使用 エネルギー削減計画の推進及び適正な電力管理を実施する。 温 室 効 果 ガ ス の 排 出 の 量	基本 方針 計画を推進するための体制 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標 原単位当たりの温量等 重点的に実	京阪環境マネジメントシステムに基づ		いら令和	10 8 年	3 月ま	で				
計画を推進するための体制	計画を推進するための体制 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標 原単位当たりの温室効果ガス排出量等	京阪環境マネジメントシステムに基づ									
本本ルギー削減計画の推進及び適正な電力管理を実施する。 第2年度 第3年度 増 減 率 第2 素 第 新 に 伴 う 排 出 の 量 (令和5年度) (令和6年度) (今和7年度) 増 減 率 第 素 活 新 に 伴 う 排 出 の 量 (4和5年度) (令和6年度) (今和6年度) (今和7年度) 増 減 率 第 素 活 新 に 伴 う 排 出 の 量 (4和5年度) (4和5年度) (4和6年度) (4和6年度) (4和5年度) めの体制 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標 原単位当たりの温室効果ガス排出量等	京阪環境マネジメントシステムに基づ	要より、毎年1	1%ずつ	の削減	を目指す。						
本本ルギー削減計画の推進及び適正な電力管理を実施する。 第2年度 第3年度 増 減 率 第2 素 第 新 に 伴 う 排 出 の 量 (令和5年度) (令和6年度) (今和7年度) 増 減 率 第 素 活 新 に 伴 う 排 出 の 量 (4和5年度) (令和6年度) (今和6年度) (今和7年度) 増 減 率 第 素 活 新 に 伴 う 排 出 の 量 (4和5年度) (4和5年度) (4和6年度) (4和6年度) (4和5年度) めの体制 温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標 原単位当たりの温室効果ガス排出量等	示阪保境ペイングンドンバノムに至り	ノ鉄岩電力部	EDD T/2	- F- N	エマルギー	- の効率ルの改美	計画光が	に信用			
温室効果ガスの排 出の 最 基準年度 第1年度 第2年度 第3年度 増 減 率 業活動に 伴う排 出の 最 は 25.2 ≥ 1-14.92 1-2 2-1 1-2 1-2 2-1 2-1	温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標 原単位当たりの温室効果ガス排出量 第 点 的 に 実	エネルギー削減計画の推進及び適正な	、	麻ける.	- みり、、 -		の効率にの以音	山岡亚 O.	CICI		
選	温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標 原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等					第9年1	F 第3年度				
事業活動に伴う排出の量 14,235.2 14,092.9 13,950.5 13,808.2 12,00.9 13,950.5 13,808.2 13,950.5 14,950.5 13,950.5 14,950.5 14,950.5 14,950.5 14,950.5 14,9	出の実績及び削減の目標 の目標 原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等 重 点 的 に 実	温室効果ガスの排出の量						増源	5 率		
田の実績及び削減の目標	出の実績及び削減の目標 の目標 原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等 重 点 的 に 実	事業活動に伴う排出の量						-2.0	パーセント		
□ 目標 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等 重 点 的 に 実				_		-		パーセント		
日 標 の 根 拠 正確な自楊設定が不可能であるが、条例に基づく目標削減率により努力目標として 上記が出版の破差を避免しまるが、条例に基づく目標削減率により努力目標として 上記が出版の破差を避免しまるが、条例に基づく目標削減率により第3年度 第3年度 第3年度 数 率	原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等 重 点 的 に 実	日間となるのなるな日の事									
事業の用に供する建 原 単 位 の 指 標 基準年度 第1年度 第3年度 第4年度	原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等 重 点 的 に 実	目 標 の 根 拠	正確な目標設定が	不可能で	あるが、条						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等 重 点 的 に 実					Mr o he n	s late o he ne	11			
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等 重 点 的 に 実							增源	支 率		
原単位当たりの温室効果ガス排出量	室効果ガス排出量 等 重 点 的 に 実	事業活動に伴う排中の景	(市和4年度)	(市)	5年度)	(市和10年	受)(市和7年度)				
第	重点的に実	新·自·事·美	25. 74		25. 17	24. 6	59 24. 22	-4.07	パーセント		
原単位の指標及び目標の根拠 重点的に実施する取組の実施計画	重点的に実										
重点的に実施する取組の実施計画 基準年度 第1年度 第3年度 第3年2月2日 第3年2日 第3年2日 第3年2日 第3	重点的に実	()							バーセント		
重点的に実施する取組の実施計画 基準年度 第1年度 第3年度 第3年2月2日 第3年2日 第3年2日 第3年2日 第3	重点的に実	原単位の指揮及び日搏の規 期	姓首雪 力削減DD I の	カタ番形4	HZ/F F N i	総今面単位10	た日地士				
重点的に実施する取組の実施計画		が 平 匠 の 指 様 及 O T 様 の 低 透									
12 セット 12 セ								備	考		
具体的な取組及び 措置の内容 令和5年度 省エネルギー型信号設備電源 (LED化) ならびに空調設備、照明設備、駅冷房用 冷凍機の省エネルギー型への更新。 令和6年度 省エネルギー型への更新。 令和7年度 省エネルギー型信号設備電源 (LED化) ならびに空調設備、照明設備、駅冷房用 冷凍機の省エネルギー型への更新。 通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ せるために実施し ようとする措置 措置の内容 毎月20日をノーマイカーデーとし、実施率100%を目指している。 上記の措置を採用する理由 森林の保全及び整備によるもの 地域 産木材の利用によるもの 地域温暖化対策によるもの 地域温暖化対策によるもの 第2年度 (令和5年度) (令和6年度) (令和6年度) 第3年度 (令和7年度) 備 考		:施する取組の実施計画									
具体的な取組及び 指置の内容			571								
具体的な取組及び 措置の内容 令和6年度 有エネルギー型信号設備電源(LED化)ならびに空調設備、駅閉設備、駅常房用 合凍機の省エネルギー型への更新。 適勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ せるために実施し ようとする措置 措置の内容 毎月20日をノーマイカーデーとし、実施率100%を目指している。 上記の措置を採用する理由 乗としてノーマイカーデーを設定したのを受けて、鉄道事業者として 当社もその趣旨に賛同し、同取組みを導入した。 上記の措置を採用する理由 第1年度 第2年度 第3年度 (令和5年度) (令和6年度) (令和7年度) 森林の保全及び整備、再明設備、駅門設備、駅前設備、駅前設備、駅前設備、駅前設備、駅前設備、駅前設備、駅前設備、駅前		令和5年度)ならびに空	調設備、照明設備、駅	冷房用			
措置の内容	具体的な取組及び「	A T- 0 F- P-		言号設備電源 (LED化) ならびに空調設備、照明設備、駅冷房用							
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ せるために実施し ようとする措置	措置の内容	5 和 6 年 度	冷凍機の省エネル	ギー型へ							
 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置 上記の措置を採用する理由 平成2年4月に大阪府交通対策協議会が交通流の円滑化を図る運動の一環としてノーマイカーデーを設定したのを受けて、鉄道事業者として当社もその趣旨に賛同し、同取組みを導入した。 安分 第1年度 第2年度 第3年度 (令和7年度) 森林の保全及び整備によるもの 市と可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの 地域産木材の利用によるもの 地球温暖化対策により 		令和7年度									
の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置 工成2年4月に大阪府交通対策協議会が交通流の円滑化を図る運動の一場としてノーマイカーデーを設定したのを受けて、鉄道事業者として当社もその趣旨に賛同し、同取組みを導入した。 上記の措置を採用する理由 第1年度 第2年度 第3年度 (令和5年度) (令和6年度) (令和7年度) 備考 森林の保全及び整備によるもの地域を水が流が、またの機能によるもの地域によるとの地域によるとのはなるとのはなるとのはなるとのはなるとのはなるとのはなるとのはなるとのはな			市保険の 目 二 不 ル	4 一至・(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
の目動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置 上記の措置を採用する理由 平成2年4月に大阪府交通対策協議会が交通流の円滑化を図る運動の一環としてノーマイカーデーを設定したのを受けて、鉄道事業者として当社もその趣旨に賛同し、同取組みを導入した。 上記の措置を採用する理由 第1年度 第3年度 第3年度 (令和7年度) (令和7年度) 森林の保全及び整備によるもの地域による中ではよるによる中ではよるによる。	通勤における自己	世界の内容	毎日90日を /	1	カーデ	_ L l =	ま協家100% た日t	生1 ている			
せるために実施しようとする措置		相 臣 の 円 谷	再月20日をノ	7 1	//	C U, 7	e/旭平100 /0 を 口1	H C C V . S	0		
上記の措置 上記の措置を採用する理由 環としてノーマイカーデーを設定したのを受けて、鉄道事業者として当社もその趣旨に賛同し、同取組みを導入した。 区分 第1年度 第2年度 第3年度 (令和5年度) (令和6年度) (令和7年度) 森林の保全及び整備によるもの トントントントントンタートントンタートントンタートントンタートントンタートントンタートントンタートントンタートントンタートントンタートントンタートントントンタートントントンタートントントンタートントントンタートントンタートントンタートントンタートントントンタートントンタートントンタートントンタートントントンタートントントンタートントントンタートンター			亚成9年4月1₹	大阪 佐	松面外	等協議会+	ぶな通流の口滑ル	を 図 ろ 海	動の一		
当社もその趣旨に賛同し、同取組みを導入した。 区 労 第1年度 第2年度 第3年度 備考 森林の保全及び整備によるもの (令和6年度) (令和7年度) 株本の保全及び整備によるもの トン		上記の措置を採用する理由									
森林の保全及び整備によるもの トン トン トン 森林の保全及び整備によるもの トン トン トン 市生可能エネルギーを利用した電力又は熱・デーの利用その他のの地球温暖化対策によるもの サン トン トン	よりこりの相目							`			
森林の保全及び整備によるもの トン トン トン 森林の保全及び整備によるもの トン トン トン ホースリースの他の地球温暖化対策によるもの サン トン トン		∀	第1年度		第24	年度	第3年度	/曲	*		
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーを利用した電力又は熱ギーの利用その他の地球温暖化対策によ地域 産 木 材 の 利 用 に よ る も の トン			(令和5年月	隻)	(令和6	年度)	(令和7年度)	VĦ	77		
株体の株主及の全 備、再生可能エネルギーを利用した電力又は熱 ギーの利用その他の 地球温暖化対策によ	Ž	森林の保全及び整備によるもの		トン		トン	トン				
備、再生可能エネル再生可能エネルギーを利用した電力又は熱ドンドントントントントン	森林の保全及び整	地域産木材の利用によるもの		トン		トン	トン				
地球温暖化対策によ	備、再生可能エネル			L V		1.	1.57				
		の供給によるもの		1							
/ 1117% / ▽玉		ガリーン電力証書笙の購入によるすの		h'v		b.v.	L V				
				1.7		1.7	r >				
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量のトントントントントン				トン		トン	トン				
期内(によるもの(J=クレクタト寺)	<u> </u>		0.0					-			
合 計 0.0 トン 0.0 トン 0.0 トン	Id ab years to color.	台 計	0.0	トン	0	.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に		ツェンキェの送1 かめが Title of PD // で U/24	ا ۱۰ هد مد مد او ۱۶	A District	. l= 1= 10 d	B B 10	110+44741	ll-			
資する社会貢献活 省エネ車両の導入や鉄道設備のLED化の推進などさまざまな取組みにより省エネルギー化を推進しています。 動		1日本不里回の導入で鉄道設備のLED化の推進	じょとさまさまれ	よ取組み	メにより名	ョエイルギ	一化を推進している	より 。			
397	39/J										
##:21 東京 第四期計画期の超過削減量5728.9トンを本計画期間に繰り越し、令和5年度から3ヵ年にわたり1909.6トンずつ差し引きを	At 21 at 75	第四期計画期の超過削減量5728.9トンを本	計画期間に繰り	越し、	令和5年四	度から3ヵ年	にわたり1909.6ト	ンずつ差1	引きを		
特記事項 行う。	74 34 H 14			,	, 6						
		The state of the s									

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

(宛 先)	京都市長 人にあっては、主たる事務所の所在地)		- 担生	老の氏夕 (生 1 に ち	っては、名称及	5年 9	
	2丁目16番10号		ヤマ	ト運輸株式取締役社長	会社 長尾	裕 番号: 03-3541-		41)
主たる業種	一般貨物自動車運送事業					細分類番号	4 4	1 1
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第	1項第6号		□ ア ☑ イ又は □ エ	ウ			
計画期間	令和	5 年 4 月か	ら令	和 8 年 3	3 月まて	\$		
基 本 方 針	令和2年度から令和5年度の平均排出	量を基準に、	令和 7	年度の温室	函果ガス	ス排出量を1%間	削減させる	5.
計画を推進するた めの体制	京都主管支店安全・コンプライアンス							
温室効果ガスの排 出の実績及び削減 の目標	温室効果ガスの排出の量 事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量 目 標 の 根 拠	4,619.4 トン 第三計画期間にお	(令和 5,842 5,842 いては、	15年度)(今 2.3 トン 5,8 2.3 トン 5,8 目標は達成出	312. 2	第3年度 (令和7年度) (今和7年度) (シ 5,768.3 トン が、第四期間では3年	23. 0	成率 パーセント パーセント 度から温室
	事業の用に供する建 築物の用途 原 単 位 の 指 標 事業活動に伴う排出の景	効果ガス排出量を 基準年度 (令和4年度)	第	1 年度	第2年度	1 1 1 1 27		載 率
原単位当たりの温 室効果ガス排出量	事務所 事業活動に伴う排出の量 事業活動に伴う排出の量	93. 36		115. 53	114. 93	3 114.07	23. 01	パーセント
等	原単位の指標及び目標の根拠	経年車両を低公害 転車等での集配作	車に入札業を推済	替えや、EV車の 進させ、環境と	導入により 渋滞緩和に	エコドライブを推進さ 貢献する。	せる。また	
重点的に多	実施する取組の実施計画	基準年度 (令和4年度) 0 ペーレント			第2年度 計和6年度 0 次		備	考
	令和5年度	経年車両を低公害 自転車への集配作				行う。また、エコドラ	イブの推進	や、台車・
具体的な取組及び 措置の内容	令和6年度	経年車両を低公害車に入替え及びEV車やの導入を行う。また、エコドライブの推進や、台車・ 自転車への集配作業の移行を積極的に行う。						
7112	令和7年度	経年車両を低公害車に入替え及びEV車やの導入を行う。また、エコドライブの推進や、台車・ 自転車への集配作業の移行を積極的に行う。						
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措置の内容							
せるために実施し ようとする措置	上記の措置を採用する理由							
	区 分	第1年度(令和5年)		第2年月(令和6年		第3年度 (令和7年度)	備	考
	森林の保全及び整備によるもの		トン		トン	トン		
森林の保全及び整 備、再生可能エネル	地 域 産 木 材 の 利 用 に よ る も の再生可能エネルギーを利用した電力又は熱		トン		トン	トン		
ギーの利用その他の 地球温暖化対策によ	の供給によるもの		トン		トン	トン		
り削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの 温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の		トン		トン	トン		
	購入によるもの(J-クレジット等) 合 計	0.0		0.0				
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	合 計 コロナの5類変更に伴い、京都主管支店で 全教室の実施を行う。	0.0 の社会見学を受	入れ、	その中で環		明催する。また、	府内の施詞	没での安
特記事項								

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

(宛 先)	京都市長 人にあっては、主たる事務所の所在地)		起生	老の氏々	(注人に	あって	令和 ては、名称及		月 26日
				急便株式			反締役 本村		141)
只都府只都市南区。	上鳥羽角田町68番地						÷: 075-69		
主たる業種	貨物自動車運送事業						細分類番号	4 4	1 2
				口ァ					
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第	1項第6号			はウ				
				ュ					
計 画 期 間		5 年 4 月カ							
基 本 方 針	社会と自然との共生を図りつつ、地球は	環境に配慮した	と事業	業活動を推	誰し、自	自主的	で継続的な野	環境経営	に取り組
計画を推進するための体制	「環境理念・環境方針」のもと、事業 とで、より実効性の高い環境負荷低減		02排	出量削減	をはじめ	、国々	や自治体、企	業と協議	まするこ
22 (2 11 112)	温室効果ガスの排出の量	基準年度		1年度	第2年		第3年度	増	咸率
温室効果ガスの排		(令和2~4年度) 2,552.1 トン	(令和		(令和6年 2,469.8		(令和7年度) 2,385.3 トン	-3. 7	パーセント
出の実績及び削減	評価の対象となる排出の量	-	2, 51		2, 469. 8		2, 385. 3 by	-6. 1	パーセント
の目標	目 標 の 根 拠	新型車両の導入や	エコド	ライブの推進	を行い温室	効果ガ	スの排出削減を図	る。	
	事業の用に供する建匠出位の指揮	基準年度	第	1年度	第2年	度	第3年度	194 2	4 ==
	築物の用途 原 単 位 の 指 標	(令和4年度)	(令和	15年度)	(令和6年	度) ((令和7年度)	増	减率
原単位当たりの温	営業所 事業活動に伴う排出の量 (車両台数)	9. 42		9. 29	9.	11	8. 80	-3. 75	パーセント
室効果ガス排出量 等	事業活動に伴う排出の量								バーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	総排出量は車両台減を目標とする。	数と相	関関係が強い	ため、車両	1台当た	りの排出量を原	単位とし、3	%以上の削
		基準年度 (令和4年度)		1 年度 1 5 年度)	第2年 (令和6年		第3年度(令和7年度)	備	考
重点的に多	に施する取組の実施計画	(7和4年度)	(市)	50 元		プタノ パー セント	50 汽		
	令和5年度	新型車両の導入、	エコド	ライブの推進	、屋内の空	調管理、	、蛍光灯の間引き	·LED化	
具体的な取組及び 措置の内容	令和6年度	新型車両の導入、エコドライブの推進、屋内の空調管理、蛍光灯の間引き・LED化							
	令和7年度	新型車両の導入、エコドライブの推進、屋内の空調管理、蛍光灯の間引き・LED化							
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措置の内容	送迎バスの運	行						
せるために実施しようとする措置	上記の措置を採用する理由	マイカー利用	を控	え、公共な	交通機関	の利用	用を促進する	o.	
	区分	第1年度		第2年			第3年度	備	考
	森林の保全及び整備によるもの	(令和5年度	₹) トン	(令和6	年度)	(令	和7年度)		-
森林の保全及び整	地域産木材の利用によるもの		トン		トン		トン		
備、再生可能エネル ギーの利用その他の	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱 の供給によるもの		トン		トン		トン		
地球温暖化対策により削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン		トン		
	 温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等)		トン		トン		トン		
	合 計	0.0	トン	0.	.0 トン		0.0 トン		_
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	京都市都心部を中心に環境にやさしいCNG車 ず台車や自転車などで集配を行う「サービ	・ 正及びハイブリッ スセンター」を	ッド車 設置	での集配を しておりま	と行ってお す。	おりま す	す。また、トラ	・ックなど	を使用せ
特記事項									

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

(宛先)	京都市長	2023年12月18								
報告者の住所(法)	人にあっては、主たる事務所の所在地)			の氏名(法 シー株式会		っては、名称及	び代表者	呂)		
京都市南区上鳥	羽藁田町27番地			取締役社長		基好				
					電話番	号: 075-	671-	6101		
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送業					細分類番号	4 3	2 1		
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第	1項第6号	□ ア · □ イヌはウ □ エ							
計画期間	令和	5 年 4 月7	いら令和	8 年 3	月まで					
基本方針	令和2年度から令和4年度を基準に第	5計画年度に	て平均し	して約3%の	温室効果	具ガスの削減を	目指す			
計画を推進するた めの体制	事業統括本部長を筆頭として新たな実		-				兄など把握	する		
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (今和2~4年度)	第14		2 年度 16 年度)	第3年度 (令和7年度)	増減	率		
温室効果ガスの排	事業活動に伴う排出の量		3, 838. 3			3, 775. 9	0.8	パーセント		
出の実績及び削減 の目標	評価の対象となる排出の量	2,931.3 トン	2, 838. 3	トン 2,80	8.2 トン	2,775.9	-4.2	パーセント		
の日保	目 標 の 根 拠	従来の車両 (LPG)	からハイ	ブリット使用の	の車両に入れ	は替えを行う				
	事業の用に供する建 築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度 (令和4年度)	第14		2 年度 116 年度)	第3年度(令和7年度)	増減	率		
原単位当たりの温	事務所 事業活動に伴う排出の量	1.64		1. 67	1. 66	1. 64	1. 02	パーセント		
室効果ガス排出量 等	(総走行距離/100) 事業活動に伴う排出の量							パーセント		
	原単位の指標及び目標の根拠	従来の車両 (LPG)	からハイ	ブリット使用の	の車両に入れ	は替えを行う				
		基準年度	第14		2年度	第3年度	備	考		
重点的に乳	実施する取組の実施計画	(令和4年度)		年度) (市イ	16年度)	(令和7年度)				
	令和5年度	配車アプリを活用リット車等への置	した無駄の			,AIナビを活用した	配車システム	。ハイブ		
具体的な取組及び 措置の内容	令和6年度		した無駄の	りない配車シス	,AIナビを活用した	配車システム	。ハイブ			
担臣公司石	令和7年度	配車アプリを活用した無駄のない配車システムの構築。AIナビを活用した配車システム。 リット車等への置き換え						。ハイブ		
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措 置 の 内 容					「おり、駐車場 指導している	に止める阪	祭は駐		
せるために実施しようとする措置	上記の措置を採用する理由	車検時の届出	漏れや	買い替え時	に届出か	ぶなされないた	め			
	区 分	第1年度		第2年度		第3年度 令和7年度)	備	考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	(1-11 1 6	トン	^{〒和 (平反)} 0 トン				
森林の保全及び整	地域産木材の利用によるもの		トン		トン	0トン				
備、再生可能エネル ギーの利用その他の	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱 の供給によるもの		トン		トン	トン				
地球温暖化対策により削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン	トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等)		トン		トン	トン				
	合 計	0.0	トン	0.0	トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	地域清掃の実施、ハイブリット車や電気自	動車の導入など	,		·					
特記事項	超過削減量を毎年1,000トンずつ充てる									

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

規生者の仕託 (注	京都市長 一									
	八にありては、王にる事物所の所任地				表取締役社長			41)		
東京都千代田区神	田和泉町2番地		口平坦建位		活番号: 03-5					
					1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	001 1	111			
主たる業種	66				細分類番	号	4 4	1 1		
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第	1項第6号	□ 7 ☑ 1 □ ⊐)又はウ	•	•	: :	:		
計画期間	令和	5 年 4 月カ	1ら令和 8	年 3 月ま	で					
基本方針	1. 地球規模の環境問題・都市郊外の改 3. 教育・啓発活動に努める。	善に努める。	2. 省資源	• 循環型社会	会の構築に努め	る。				
計画を推進するた めの体制	本社に環境問題担当役員を配置、京都 にし、従業員に環境保全の重要性を指				デ理を環境保全	責任	課所とし	ンて明確		
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度	第2年 (令和6年			增源	或 率		
温室効果ガスの排	事業活動に伴う排出の量			トン 1, 473. 2	トン 1, 447. 0		-62.4	パーセント		
出の実績及び削減 の目標	評価の対象となる排出の量	3,863.0 トン	1, 502. 0	⊦> 1, 473. 2	トン 1, 447. 0	トン	-61.8	パーセント		
- 1 W	目 標 の 根 拠	標 の 根 拠 省エネ機材及び荷役作業の機械化を推進								
	事業の用に供する建 築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度 (令和4年度)	第1年度		度 第3年 (令和7年		增源	或 率		
原単位当たりの温 室効果ガス排出量	倉庫 事業活動に伴う排出の量 (倉庫売上高/10000)	19. 44	6. 7				-68. 74	パーセント		
等	事業活動に伴う排出の量							パーセント		
	原単位の指標及び目標の根拠	役作業の機械化	どを推進							
	<u> </u>	基準年度	第1年度	第2年			備	考		
重点的に多	(令和4年度)	(令和5年)				7VHI	-5			
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	0 424	12 2	12	12 :	セント				
具体的な取組及び	令和5年度	老朽化した拠点の	廃止							
措置の内容	令和6年度	省エネ機材及び荷	役作業の機械化を推進							
	令和7年度	新規拠点の稼働								
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措置の内容	管理部門につ	いてはマイ	カー通勤は	なし。					
せるために実施しようとする措置	上記の措置を採用する理由	京都駅から至	近距離にあ	っるため。						
	区分	第1年度(令和5年度		第2年度 (令和6年度)		=\	備	考		
	森林の保全及び整備によるもの	(市和日午月	トン	トントン	(令和7年度	トン				
森林の保全及び整	地域産木材の利用によるもの		トン	トン		トン				
備、再生可能エネル ギーの利用その他の 地球温暖化対策によ	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱 の供給によるもの		トン	トン		トン				
り削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン		トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等)		トン	トン		トン				
	合 計	0.0	トン	0.0 トン	0.0	トン				
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	持続可能な社会の創造や地球環境保全のた	め、また、従業	員への環境・	への意識醸成の	のため森林育成	活動を	行ってレ	いる。		
特記事項										
L	L									

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

(宛 先) 報告者の住所(法)	京都市長 人にあっては、主たる事務所の所在地)		報告者	子の氏名	(法人にる	2024年 あっては、名称及	1 月 び代表者	15 目		
京都市南区西九条				アイ株式 長取締役	前川博	司 話番号: 075-555-	3186			
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業				•	細分類番号	4 3	2 1		
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第	1項第6号	_	□ ア ☑ イ又(□ エ	はウ					
計 画 期 間	令和	5 年 4 月か	ら令和	和 8 年	3 月ま	で				
基 本 方 針	令和2~4年度を基準に、令和7年度で	で温室効果ガス	排出量	量を7%以	上削減す	· S				
計画を推進するた めの体制	ガソリン車からZEVへ2030年までに全車									
温室効果ガスの排 出の実績及び削減 の目標	評価の対象となる排出の量		(令和 9,060. 9,060.	1	第2年月 (令和6年 8,726.9 8,726.9	度) (令和7年度) トン 8,433.1 トン トン 8,433.1 トン	增 in 3 1.3 -2.7	成 率 パーセント パーセント		
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建 築物の用途 事務所 事務所 事業活動に伴う排出の量 (全走行距離万キロ) 事業活動に伴う排出の量 ()	基準年度 (令和4年度) 2.17	第 1 (令和	年度 5年度) 2.10	第2年月 (令和6年 2.0	度 第3年度 度)(令和7年度) 02 1.95	-6.76	成率 パーセント		
重点的に多	原単位の指標及び目標の根拠 と施する取組の実施計画	タクシー・ハイヤー 基準年度 (令和4年度) 12 ペート	第 1 (令和	年度	第2年 (令和6年	度 第3年度	備	考		
日体给人压如丑云	令和5年度	ガソリン車からE、	V への代	、 替						
具体的な取組及び 措置の内容	令和6年度	ガソリン車からEVへの代替								
	令和7年度	ガソリン車からE、	/ への代	^注						
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措 置 の 内 容	コールセンタ ステムを導入		2車注文	をスタップ	フが自宅で受ける	リモート	受注シ		
せるために実施し ようとする措置	上記の措置を採用する理由	通退勤の必要	を無く	、し、執利	答スペー?	スの混雑を緩和す	る。			
	区 分	第1年度(令和5年度	(1)	第 2 ⁴ (令和 6		第3年度 (令和7年度)	備	考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン		トン	トン				
森林の保全及び整 備、再生可能エネル	地 域 産 木 材 の 利 用 に よ る も の再生可能エネルギーを利用した電力又は熱		トン		トン	トン				
ギーの利用その他の 地球温暖化対策によ	再生可能エイルヤーを利用した電力又は然 の供給によるもの		トン		トン	トン				
り削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン	トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等)	0.0	トン	0	トン	トン				
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	合計ではロカーボン社会を目指して先進的な取組		・シー		. 0 トン や情報を社	0.0 トン				
特記事項										

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

(宛 先)	京都市長		却什	土 ので.カ	(34-1.17	٠ با	ナル カチャ		F9月27日		
報告者の任所(法)	人にあっては、主たる事務所の所在地)						ては、名称及 締役 小丸		名)		
広島県福山市東深海	聿町四丁目20番1号		ΉΗ	世堡(水八)			7 : 084-924-				
					电	印留な	9 . 004 924	2000			
主たる業種	特別積み合せ貨物自動車運送事業						細分類番号	4 4	1 2		
				□ア		•					
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第	1項第6号		☑ イヌ/	はウ						
31 as 40 BB	△ ∓n	E Æ 1 E3	\	工工	0 F =	73					
計 画 期 間		5 年 4 月カ									
基 本 方 針	福山通運グループとして車両燃料にお	けるCO2排出	量を	年間2%	削減する	方針。					
計画を推進するた めの体制	CSR推進室が中心となって各事業所	に取り組みを打	旨示。	する。							
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)		1 年度 1 5 年度)	第2年		第3年度 (令和7年度)	増え	或 率		
温室効果ガスの排	事業活動に伴う排出の量		1, 81		1, 775. 3		1,749.1 トン	-8. 7	パーセント		
出の実績及び削減 の目標	評価の対象となる排出の量	1,814.9 トン	1,819	9.2 トン 1	1, 775. 3	トン	1,749.1 トン	-1.9	パーセント		
*	目標の 根拠 ・第二計画期間において目標未達成のため、第三計画期 O 2 削減を目指す。							期間においては上記目標数値を設定し、C			
	事業の用に供する建 築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度 (令和4年度)		1年度	第2年 (令和6年	~ ~	第3年度(令和7年度)	増え	或 率		
医光体小すりの油	ラックターミナ事業活動に伴う排出の量	31.03	(T) (T	27.94	28.		28.85	-8, 64	パーセント		
原単位当たりの温 室効果ガス排出量	(荷扱量×1/100) 事業活動に伴う排出の量	31.03		21.94	20.	20	20.00	0.04	7. 57		
等	()								バーセント		
	原単位の指標及び目標の根拠	過去の排出量デー	タより								
~ h !! \ \	基準年度 (令和4年度)		1 年度 1 5 年度)	第2年 (令和6年		第3年度(令和7年度)	備	考			
重点的にま	0 パーセント	(111	0 八一		プ/又 / バー セント	0 パー					
	令和5年度	・効率的な輸送・	エコド	ライブの徹底			の推進・低公害車	の導入			
具体的な取組及び措置の内容	令和6年度	・効率的な輸送・エコドライブの徹底・モーダルシフトの推進・低公害車の導入									
	令和7年度	・効率的な輸送・エコドライブの徹底・モーダルシフトの推進・低公害車の導入									
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措置の内容	許可制をとっ している。	てお	り、許可な	が下りて	いない	ハ従業員は車	での通勤	を禁止		
せるために実施しようとする措置	上記の措置を採用する理由	自動車通勤へ	のあ	る程度の抗	印制に繋	がって	ている。				
	区 分	第1年度		第2年			第3年度		考		
	森林の保全及び整備によるもの	(令和5年月	₹) トン	(令和 6	年度) トン	(令	・和7年度) トン	MIN	•		
森林の保全及び整	地域産木材の利用によるもの		トン		トン		トン				
備、再生可能エネル ギーの利用その他の	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱 の供給によるもの		トン		トン		トン				
地球温暖化対策により削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン		トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等)		トン		トン		トン				
	合 計	0.0	トン	0.	.0 トン		0.0 トン				
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	Fun to Shareや、京都ライトダウンキャン	ペーンへの参加	0								
特記事項											

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

(宛 先)	京都市長									
報告者の住所(法)	人にあっては、主たる事務所の所在地)		報告	者の氏名	(法人に	あっ	ては、名	称及	び代表者	名)
	村区名駅一丁目1番4号		東海	旅客鉄道	株式会社	代	表取締役	社長	丹羽	俊介
JRセントラルタワ	ー ス				電	話番	号: 06-7	668-	0613	
主たる業種	鉄道業(普通鉄道業)						細分類看	肾号	4 2	1 1
				☑ ア					·	•
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第	1項第6号		 イヌ	はウ					
				口工						
計 画 期 間	令和	5 年 4 月か	いら全	<u></u> 分和 8 年	= 3 月ま	で				
	エイルキー効率か高く、地球環境への	貝何か少ない	跃迫り	り塚境慢性	11性をさり	o (⊂ rl				
基 本 方 針	供に努めながらひとりでも多くのお客 制を図り 地球環境保全へ繋げていく	様に鉄道を選	沢・オ	利用してい	ハただくこ	ً ع ـ	で運輸部門	りとし	して 環境 賃	負荷の抑
計画を推進するた	全社的な体制である地球環境保全関係	者会議を軸に、	、所行	管箇所では	ある関西国	を社り	こて具体的	りな耳	対組みを持	推進す
めの体制	る。									
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)		1年度	第2年		第3年	~ ~	増源	或 率
温室効果ガスの排	事業活動に伴う排出の量		9, 89	15年度)	(令和6年9,896.5		(令和7年9,896.5	F 及 /	0.0	パーセント
出の実績及び削減	評価の対象となる排出の量		9, 14		9, 144. 6	_	9, 144. 6	トン	-5. 7	パーセント
の目標		コロナ渦からの回			-		-	an ∔#i thr		
	目 標 の 根 拠	や地上設備の省エ	水等を	進めることに	n 干は基単年 こより、事業	活動に	16列車本数 1件う排出の	量を基	準年度と同	等する。
	事業の用に供する建原単位の指標	基準年度	第	1年度	第2年	度	第3年	度	増派	載 率
	架物の用速	(令和4年度)	(令和	15年度)	(令和6年	=度)	(令和7年	F度)	PH 1/1	X +
原単位当たりの温	鉄道車両 <u>事業活動に伴う排出の量</u> (車両キロ×1/1000)	8. 26		8. 26	8.	26	8.	26	0.00	パーセント
室効果ガス排出量等	事業活動に伴う排出の量									パーセント
**	()		L							
	原単位の指標及び目標の根拠	エネルギーの使車両や地上設備	用量と	最も密接に	関係する車両 ることにより	キロま . 原道	ったりの排出 色位削減に努	量としめる。	た。	
		基準年度		1年度	第2年		第3年		/#:	±r.
重点的に多	(令和4年度)	(令和	15年度)	(令和6年	度)	(令和7年		備	考	
					25	バー セント	25	パー セント		
	令和5年度	省エネ型車両や地上設備の導入								
具体的な取組及び措置の内容	令和6年度	令和6年度 省エネ型車両や地上設備の導入								
相直の四台	令和7年度	省エネ型車両や地	上設備	の進入						
	19 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 7 7 7 8								
通勤における自己	措置の内容	通勤経路申請	時に	おいて、	公共機関	利用	を前提と	した	通勤方法	を指導
の自動車等を使用することを控えさ										_ ,,,
せるために実施し		W. + 1 10 H	. Tulka 107							
ようとする措置	上記の措置を採用する理由	(在米より美施	済み	•						
	E //	第1年度		第 2	年度		第3年度		/#	±z.
	区 分	(令和5年)	篗)	(令和 6	6年度)	(令和7年度		差)	備	考
	森林の保全及び整備によるもの		トン		トン			トン		
森林の保全及び整	地域産木材の利用によるもの		トン		トン			トン		
備、再生可能エネル ギーの利用その他の	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱 の供給によるもの		トン		トン			トン		
地球温暖化対策によ										
り削減する量	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン			トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の 購入によるもの(J-クレジット等)		トン		トン			トン		
	合 計	0.0	トン	(0.0 トン		0.0	トン		
地球温暖化対策に	エネルギー効率が高く、地球環境への負荷	が少ない鉄道の	環境	優位性をさ	らに高め	、快ì	窗な輸送サ	ービ	スの提供に	2努めな
資する社会貢献活	がらひとりでも多くのお客様に鉄道を選択									
動	全へ繋げていく。									
供記事項	△和 5 年 年 み と 7 年 年 12 まりょう	のしい。その仕口	- 7							
特記事項	令和5年度から7年度にかけて、毎年751.	9トンすつ使用*	する。							

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。